

# くらしの 情報



**消防設備士試験 (前期) 61地区**  
 とき 8月26日(土)・27日(日)  
 ところ 富山国際会議場  
 種類 甲種特種・第1・2・3・4・5、乙種第1・2・3・4・5・6・7類  
 願書受付期間 7月13日(木)～21日(金)  
 願書申請先 (財)消防試験研究

**消防回対抗実戦操法大会**  
 とき 7月2日(日)午前6時～  
 ところ 消防署グラウンド  
 消防回対抗実戦操法大会を行います。皆さまのご観覧をお待ちしています。  
 ▼問合せ先 市消防本部警防課 消防担当

**消防本部より**  
 ☎475-10180

**夏季消防総合訓練**  
 とき 7月2日(日)午前5時～  
 ところ 柳原地内 (J A アルプス付近一帯)  
 午前5時、市内全域にサイレンが鳴ります。訓練では消防車・救急車がサイレンを鳴らして走行します。火災や事故と間違えないようご注意ください。

**センター富山県支部**  
 ▼問合せ先 市消防本部予防課 予防担当  
 奥村 眞知子(寺町)  
 ☎475-12001

**社会を明るくする運動**  
 毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。  
 地区保護司と市更生保護女性会は、日ごろから犯罪防止と罪を犯した人々の更正に努力しています。  
 更生保護に関する悩みごと、困りごとは、気軽に左記の保護司にご相談ください。相談を受ける保護司(敬称略)  
 ・小川 哲雄 (吾妻町) ☎475-7062  
 ・砂谷 昭夫 (領家町) ☎475-2686  
 ・相川 隆二 (加島町) ☎475-7667  
 ・二口 雅子 (中野島) ☎475-0293  
 ・松井 順子 (四ツ屋) ☎477-1400

**バス路線の変更のお知らせ**  
 ふるさと龍宮まつり(7月15日(土)・16日(日))の交通規制のため、次のとおりバス路線を一部変更します。  
 ★市内循環バス(コミュニティバス)西コース  
 7月15日(土)は、「ほたるいかミュージアム前」のバス停を終日通りません。  
 ★滑川市営バス  
 7月15日(土)の市営バス全路線(中野線、小森線、蓑輪線)の第4便の発着は「滑川駅南口」に変更になるとともに「滑川病院前」バス停は通りません。  
 問合せ先 生活環境課(内線323)

**7月1日から市役所の終業時間が午後5時30分になります**  
 国家公務員の勤務時間の変更に合わせ、従来終業時間を15分延長し、午後5時30分になります。(始業時間は、従来どおり午前8時30分です)  
 問合せ先 総務課(内線211)

**WAVE滑川からのお知らせ**  
 ふるさと龍宮まつり(7月15日(土)・16日(日))開催に併せて限定イベントを行います。  
 ●花火を見ながらタラソピア  
 とき 7月16日(日) 18:00～21:00  
 定員 限定30人  
 料金 2,000円(軽食バイキング+エアロゾール付き)  
 受付開始 7月1日(土) 9:00～  
 申込み・問合せ先 タラソピア(☎476-9303)  
 ●深層水ミニプールオープン  
 深層水足湯付近に幼児用深層水ミニプールをオープン  
 料金無料(幼児専用、父兄同伴)  
 ●ほたるいかミュージアムとタラソピアの入館料金を割引  
 ほたるいかミュージアム 大人500円、小人250円  
 タラソピア 700円  
 ★ふるさと龍宮まつり開催中、交通規制が行われます★  
 ほたるいかミュージアム、タラソピアはお車でのご来場が出来ませんので指定駐車場(総合体育センター。シャトルバスあります)をご利用ください。なお、アクアポケットも迂回路をご利用ください。  
 問合せ先 (株)WAVE滑川(☎476-9300)

# INFORMATION

## 平成18年度 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料改定のお知らせ

社会全体で介護を支えるために導入された介護保険制度も6年が経過しました。4月から介護予防に重点をおいた制度に改正されたことに伴い、地域密着型サービスや新予防給付といった新たなサービスに加え、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象に、介護予防に効果的な事業を実施する地域支援事業が創設されることとなり、保険料も改定になりました。

また、保険料段階も6段階から7段階に変更になり、第3期(H18～20年)の基準月額保険料は4,101円となります。

保険料の激変緩和措置について  
 平成17年度の税制改正により、住民税非課税者から課税者となり、所得段階が上がった方に対しては、段階的に保険料を引き上げ、平成20年度で本来の保険料となる措置を講じています。

介護保険料の通知方法等  
 特別徴収対象者(年金からの天引き)には介護保険料決定通知書(普通徴収対象者窓口で納付)には介護保険料納入通知書(口座振替届を出さ

保険料 平成18年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は次のとおりです。

保険料	年額保険料	乗率	区分
第1段階	19,700円	基準月額×0.4×12月	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方
第2段階	24,600円	基準月額×0.5×12月	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	34,400円	基準月額×0.7×12月	世帯全員が住民税非課税で第1、第2段階以外の方
第4段階	49,200円	基準月額×12月	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方
第5段階	61,600円	基準月額×1.25×12月	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方
第6段階	73,900円	基準月額×1.50×12月	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満の方
第7段階	86,200円	基準月額×1.75×12月	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上の方

(注) 年度途中で65歳になられた方や転入された方は、その月から月割りでの賦課となります。所得段階別の保険料は100円単位で調整しています。

れている人には介護保険料決定通知書(7月中旬に送付します)を7月中旬に送付します。

口座振替のお勧め  
 市では、普通徴収該当者の方に、介護保険料の支払いに便利な口座振替の手続きをお勧めしています。

他の税目などで、すでに口座振替を行っている方でも、介護保険料口座振替の追加登録が必要となります。  
 ▼問合せ先 税務課(内線233・234)

## 国民健康保険からのお知らせ

	前年度税率	本年度税率
医療分	所得割(収入に応じて)	100分の8.3
	均等割(1人当たり)	27,500円
	平等割(1世帯当たり)	28,000円
	課税限度額	53万円
介護分	所得割(収入に応じて)	100分の1.2
	均等割(1人当たり)	5,500円
	平等割(1世帯当たり)	5,500円
	課税限度額	8万円

※介護分は2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)にかかります。

今般、地方税法の改正により、国民健康保険税介護分の課税限度額が8万円から9万円に引き上げとなりました。

また、介護分だけを見ると慢性的に収支が逼迫していることから、国民健康保険財政の健全化を図るため、今回、介護分の税額を改正しました。

国民健康保険は、皆さんで支え合って健康を守る制度であることをご理解いただき、国民健康保険税の納期限内の納付にご協力願います。(納期は、7月から翌年3月までの年9回です。)  
 問合せ先 健康長寿課保険担当(内線383)